

総社市告示第15号

総社市いきいき福祉基金助成事業実施要綱（平成17年総社市告示第20号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前																			
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) <u>介護予防・生活支援サービス事業対象者とは、介護保険法施行規則第140条の6 2の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者をいう。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>助成事業の種類</th> <th>助成対象者</th> <th>助成対象経費</th> <th>助成金等の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 いきいきチケツト事業</td> <td>市内に住所を有し、かつ在宅で総社市新生活交通が利用できない者のうち、次の各号のいずれかに該当する</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				助成事業の種類	助成対象者	助成対象経費	助成金等の額	1 いきいきチケツト事業	市内に住所を有し、かつ在宅で総社市新生活交通が利用できない者のうち、次の各号のいずれかに該当する	略		<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>助成事業の種類</th> <th>助成対象者</th> <th>助成対象経費</th> <th>助成金等の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 いきいきチケツト事業</td> <td>市内に住所を有し、かつ在宅で総社市新生活交通が利用できない者のうち、次の各号のいずれかに該当する</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				助成事業の種類	助成対象者	助成対象経費	助成金等の額	1 いきいきチケツト事業	市内に住所を有し、かつ在宅で総社市新生活交通が利用できない者のうち、次の各号のいずれかに該当する	略	
助成事業の種類	助成対象者	助成対象経費	助成金等の額																				
1 いきいきチケツト事業	市内に住所を有し、かつ在宅で総社市新生活交通が利用できない者のうち、次の各号のいずれかに該当する	略																					
助成事業の種類	助成対象者	助成対象経費	助成金等の額																				
1 いきいきチケツト事業	市内に住所を有し、かつ在宅で総社市新生活交通が利用できない者のうち、次の各号のいずれかに該当する	略																					

